

政策整理番号	24	施策番号	1	評価シート(B) (施策評価: 施策を構成する事業の評価)		
対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 男女共同参画推進課	関係部課室		
政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成			政策番号	3 - 7 - 3	
施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり			
施策概要	すべての男女がともにその個性と能力を發揮し、あらゆる分野で協力し合う「男女共同参画社会」の実現のため、男女が性別にかかわらずあらゆる場に対等に参画できるような環境づくりを目指します。					
政策評価指標 / 達成度	県の審議会等委員の女性比率		B			

達成度: A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値から見て指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

施策を構成する事業の分析

活動(事業) / 活動(事業) によりもたらされた結果					活動(事業) によりもたらされた成果							
事業番号	事業名 【担当課】	事業の対象 (誰・何を対象として)	事業の手段 (内容) (何をしたのか)	業績指標名 (単位) (事業の活動量、「事業の手段」に対応)	H16	H17	H18	事業の目的 (意図) (対象をどういう状態にしたのか)	成果指標名 (単位) (事業の成果、「事業の目的」に対応)	H16	H17	H18
					業績指標の値					成果指標の値		
					事業費 (決算(見込)額, 千円) 単位当たり事業費(千円)							
1	みやぎ女性人材開発セミナー - 事業 【男女共同参画推進課】	20歳以上の女性	「女性人材開発セミナー」の開催	セミナーの開催回数 (回)	10 444 44.4	16 617 38.6	16 452 28.3	政策・決定の場に参画できる女性人材を發掘・養成する	セミナーの修了生数 (人)	13	21	25
2	男女共同参画相談と自立サポート事業 【男女共同参画推進課】	県民	相談員による電話・面接相談と弁護士による法律相談受付及び相談者の自立に向けた公開講座の実施	相談件数 (件)	1,266 5,340 4.2	1,419 5,582 3.9	1,541 5,415 3.5	男女共同参画に関するあらゆる相談を受けられる				
3	ポジティブ・アクション推進事業 【男女共同参画推進課】	企業	男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための積極的取組(ポジティブ・アクション)を入札参加登録制度と関連付け、調査票に回答して要件に該当した企業に対し入札参加登録の際の評点付与の前提となる確認書を交付	調査票交付数 (件)	8,269 6,816 0.8	8,280 2,282 0.3	7,996 2,288 0.3	企業における女性の積極的登用のための措置を促進する	入札参加等力の際の評点付与の前提となる確認書の交付 (件)	127	156	136
				事業費計(千円)	12,600	8,481	8,155					

B - 1, 2, 3 施策を構成する事業群の評価

B - 1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業群設定の妥当性	B - 2 事業群の有効性	B - 3 事業群の効率性
適切	概ね有効	概ね効率的
<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-1 事業への県の関与の適切性と事業設定の妥当性」を総括して記載</p> <p>・各事業は男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくりのために必要な事業であり、県の関与は適切である。また、目的、対象者に応じて事業が適正に設定されており、「適切」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-2 事業の有効性」を総括して記載</p> <p>・各事業の成果指標等の推移から見てある程度の成果をあげており、「概ね有効」と判断した。</p>	<p>【評価の根拠】 施策を構成する事業の分析「B-3 事業の効率性」を総括して記載</p> <p>・各事業は概ね効率的に実施されたと判断できるので、「概ね効率的」と判断した。</p>

B 施策評価(総括)

概ね適切
<p>【評価の根拠】 B - 1, 2, 3を総括し施策を総合的に評価</p> <p>・各項目の評価は左記のとおりである。事業群は男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくりのために成果をあげており、それぞれ概ね効率的に実施されていると判断されるので、「概ね適切」と判断される。</p>
<p>【施策の次年度(平成20年度)の方向性】 この施策における今後の課題等を記載</p> <p>・男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくりへの取組みは即時に効果が明らかになるものではなく、継続的な取組みが必要である。</p> <p>・各事業とも、さらに強力で推進していくための取組みが必要である。</p>

施策を構成する事業の分析

活動(事業)の分析		
B-1 施策実現にむけた県の関与の適切性と事業設定の妥当性	B-2 事業の有効性	B-3 事業の効率性
<p>【国、市町村、民間団体との役割分担は適切か】 【施策目的及び社会経済情勢を踏まえた事業か】 【事業間で重複や矛盾がないか】</p>	<p>【成果指標の推移から見て、事業の成果があったか】 【施策目的の実現に貢献したか】</p>	<p>【事業は効率的に執行されたか(単位当たり事業費の推移その他から)】</p>
<p>・男女が等しくその個性と能力を発揮し、ともに責任を分かち合う社会をつくるためには、あらゆる場に女性の意見や考えを反映させる必要があり、県が率先して人材の発掘や養成を行うことは必要である。</p>	<p>・セミナーの修了生数は着実に伸びている。</p> <p>・政策・方針決定の場に参画できる女性人材を発掘・養成することにより、審議会等への登用機会の増大に効果があったと考えられる。</p>	<p>・単位当たりの事業費は低下してきており、事業は概ね効率的に実施されたと判断する。</p>
<p>・複雑・多様化する男女共同参画に関する諸問題について、県民が気軽に相談できる窓口を設置し、他機関との連携を図りながら適切な助言等を行うものであり、施策目的の達成のためには必要性の高い事業である。</p>	<p>・男女共同参画に関するあらゆる相談に対応し、相談者の自立に向けた公開講座を実施することにより、真の男女共同参画社会の実現に資するものである。</p>	<p>・単位当たりの事業費は低下してきており、事業は概ね効率的に実施されたと判断する。</p>
<p>・女性の社会参加を促進するため、また、社会参加の重要性について企業に理解を深めてもらうための意識啓発が重要であり、施策目的の達成のためには必要な事業である。</p>	<p>・入札参加登録が業種によって毎年ではなく、建設関連企業については隔年であるため、確認書の交付数は昨年と比較すると減少しているが、一昨年との比較では増加しており、企業における男女共同参画の推進に効果があったと考えられる。</p>	<p>・単位当たりの事業費は低下してきており、事業は概ね効率的に実施されたと判断する。</p>

施策を構成する事業の方向性

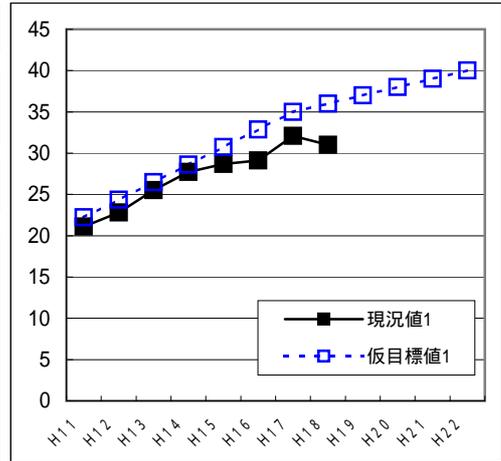
活動(事業)の次年度(平成20年度)の方向性とその説明	
方向性	方向性に関する説明
	<p>「宮城の将来ビジョン」における位置づけ</p>
取組番号	取組名
維持	<p>・政策・方針決定過程への女性参画のための直接的な事業として継続する。</p>
維持	<p>・県民からの需要も多く、また、県民への意識啓発の一環として事業を行うことにより、男女共同参画を推進する。</p>
拡充	<p>・ポジティブ・アクション推進企業認定制度(仮称)を創設し、対象を拡大して、企業におけるポジティブ・アクションの取組みをさらに強力で促進するための事業を実施する。</p>
取組10	産業活動の基礎となる人材の育成・確保
取組18	多様な就業機会や就業環境の創出

政策評価指標分析カード(整理番号1)

政策整理番号 24 施策番号 1

対象年度	H18	作成部課室	環境生活部 男女共同参画推進課	関係部課室	
政策名	男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成			政策番号	3 - 7 - 3
施策番号	1	施策名	男女がともに個性と能力を発揮できる社会づくり		

政策評価指標		単位						
県の審議会等委員の女性比率		%						
目標値	H17 35	H22 40						
評価年	初期値	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
測定年	H10	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
現況値	20.1	22.8	25.5	27.7	28.7	29.1	32.1	31.0
仮目標値		24.4	26.5	28.6	30.7	32.9	35.0	36.0
達成度		B	B	B	B	B	B	B



達成度:A(目標値を達成している), B(目標値を達成していないが、設定時の値から見て指標が目指す方向に推移している)
 C(目標値を達成しておらず、設定時の値からみて指標が目指す方向と逆方法に推移している), ... (現状値が把握できない等のため判定不能)

政策評価指標の概要

県における審議会等への女性委員の参加比率

政策評価指標の選定理由

・県の審議会等における委員の約80%が男性で占められている現状を是正し、男女共同参画社会の実現に向けて、男女の意見がバランスよく政策形成過程に反映されることが必要であることから選定したもの。

達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

・女性委員の比率がH17の32.1からH18は31.0と1.1ポイント下がっているが、これは、特に専門性を要するために女性の登用が難しかった審議会が新設されたことによるものである。
 ・女性委員の比率がなかなか目標に達しない背景には、充て職に準ずる委員が多いこと、また、専門的な知識を持った委員が必要とされる審議会では、女性の人材そのものが必ずしも充分でないこと等があげられる。
 ・今後、事前協議の徹底を図るとともに、女性人材リストの活用を図る等、女性委員登用のなお一層の推進に取り組む。

政策評価指標の妥当性【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】

・男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現のためには、これまで男性に比べて女性の進出が少なかった政策・方針決定の場への女性の参画をはじめとする女性の社会進出が重要である。
 ・「県の審議会等委員の女性比率」は女性の社会参加全般をとらえる指標としては狭義に過ぎるきらいはあるが、政策・方針決定の場への参画は社会参加全般を進める上で重要である。また、他に女性の社会参加全般をとらえる上で適当な指標がないことから、概ね適当な指標であると考えられる。

